

侍浜学童 運営規則

(目的)

第1条

この規則は、侍浜学童（以下学童という）規約に定めるものを除くほか、学童運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(入所手続き)

第2条

1. 児童を入所させようとする者は、学童入所申請書を会長に提出しなければならない。
2. 会長は前項の申請があった場合は必要な審査を行い、入所の承諾または不承諾を決定し通知する。

(入所金・保育料)

第3条

入所にあたり入所金（毎年度4月）を納入する。入所金はいかなる場合でも、その入所金の返還を請求することはできない。入所した児童一人当たりの月額 保育料は次のとおりである。

1. 入所金及び保育料	1児童あたり	4,000円
2. 月額保育料	1～2学年	10,000円
	3～4学年	8,000円
	5～6学年	6,000円

(保育料の納入)

第4条

1. 学童に入所を許可されたものは、毎月10日までに保育料を納めなければならない。
2. 退所しない限り全月にわたって欠席をしても保育料は納入する。但し、会長がやむを得ない事情と判断した場合には、これに当たらないものとする。
3. 入所契約は、1年更新とする。

(保育時間)

第5条

学童における保育日、保育時間は下記の通りとする。

1. 平日及び午前授業日は、休日及び祝祭日を除く下校時間から午後6時45分までとする。
2. 長期休業（夏季・冬季・春季）は休日・祝祭日を除く月曜から土曜の午前7時30分から午後6時30分までとする。

（届出の義務）

第6条

保護者は、次のいずれかに該当する場合には速やかにその旨を会長または指導員に届けなければならない。

1. 入所の理由が消滅した場合。
2. 疾病、その他の理由で欠席する場合。
3. 児童またはその保護者の住所、電話番号を変更した場合。
4. 保護者の勤務先に変更があった場合。
5. その他特別な事情が生じた場合。

（保育の出席停止）

第7条

会長は、児童が次のいずれかに該当する場合には、その理由及び期間を明らかにして、該当児童の保護者に児童の出席停止を命ずることができる。

1. 伝染病に罹っている、または罹っている疑いのある場合。
2. 他の児童の保育に妨げがあると認められた場合。
3. その他会長が出席停止を適当と認めた場合。

（事故の報告）

第8条

会長は、児童の重大な損害事故、集団的病気、その他異例の事態が生じた時には、速やかに児童の保護者に次の通り報告しなければならない。

1. 発生した事故の種類
2. 事故発生の月日、時刻及び時間
3. 事故の原因と経過（状況）
4. その他必要な事項

（賠償・損害保険の加入）

第9条

学童に入所した児童は損害保険に加入しなければならない。

(スポーツ安全保険に加入 掛金 1児童 800円)

(事故の責任)

第10条

学童内での傷害事故については、加入する傷害保険で保障を受ける範囲内とする。また、傷害事故については指導員の責任は問わないものとする。

(役員手当)

第11条

会長は、規約第6条に定める役員のうち、下記の者に対し年度内に1回手当を支給する。

- (1) 会長 30,000円
- (2) 副会長 10,000円
- (3) 会計(出納係) 30,000円
(入力係) 10,000円

(施行期日)

第12条

この規則は、平成16年12月13日より施行する。

この規則は、平成24年5月24日より施行する。

この規則は、平成26年4月20日より施行する。

この規則は、平成27年4月19日より施行する。

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

この規則は、令和1年10月1日より施行する。

この規則は、令和5年4月1日より施行する。

この規則は、令和5年4月22日より施行する。